

生活相談員の資格要件の変更について

平成28年3月 三重県長寿介護課

介護老人福祉施設、(介護予防)短期入所生活介護事業所、(介護予防)通所介護事業所に従事する生活相談員の資格要件については、厚生労働省令及び関係通知により、次のとおりとされています。

- ① 社会福祉士 ② 社会福祉主事任用資格 ③ 精神保健福祉士
- ④ その他、これらと同等の能力を有すると認められる者

三重県では、平成21年度から、④の「同等の能力を有すると認められる者」について、次の者として取扱を行ってきたところです。

- ④-1 介護福祉士 ④-2 介護支援専門員
- ④-3 その他、保健・医療・福祉に係る資格又は実務経験から、①～④及び④-1～④-2と同等の能力を有すると認められる者。
(事業所を設置する法人が、同等の能力を有するかを判断し、「生活相談員の任用に係る申立書」を提出することにより、生活相談員として従事することを可能とする。)

このたび、三重県では、生活相談員の業務に従事するためには、保健・医療・福祉に係る実務経験を有することが、より重要と判断し、④-3について、「その他、保健・医療・福祉について、1年以上の実務経験を有する者」と要件を改めました。

平成28年4月1日から、三重県における生活相談員の資格要件については、次のとおり、取り扱うこととします。

- (1) 社会福祉士
- (2) 社会福祉主事任用資格
- (3) 精神保健福祉士
- (4) 介護福祉士
- (5) 介護支援専門員
- (6) その他、保健・医療・福祉について、1年以上の実務経験を有する者

(6)の「1年以上の実務経験を有する者」について、関係資格の有無は問わないものとし、従来の④-3における法人からの申立て形式ではなく、実務経験の内容とその期間から、県で確認することとします。

「生活相談員の任用に係る申立書」に代わり、新たに「生活相談員 経歴書」の参考様式を定めますので、(6)に該当する者を生活相談員として配置する場合は、新規指定申請書、指定更新申請書、変更届出書に、当該経歴書の添付をお願いします。

なお、平成28年度内(平成29年3月31日まで)は、経過措置期間とします。

平成28年3月31日時点において、従来の④-3に該当する者【※】を、生活相談員として配置する事業所におかれては、平成29年3月31日までに、(1)～(6)に該当する者を配置してください。

【※】当該生活相談員について、平成29年3月31日には、少なくとも1年以上の実務経験を有する者((6)に該当する者)となるため、この者が平成29年4月1日以降、引き続き生活相談員として従事することも、自ずと可能になります。

また、平成28年4月以降、(1)～(5)の資格を取得しておらず、保健・医療・福祉に係る実務経験が1年未満の者を、新たに生活相談員として配置する事業所におかれては、平成29年4月1日までに、(1)～(6)に該当する者を、必ず配置してください。